

# 高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

## ダム洪水調節機能部会設置要綱（改定案）

### （目的）

第1条 「ダム洪水調節機能部会」（以下「ダム部会」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として設置するものであり、ダム部会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、ダム管理者、利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

### （所掌事項）

第2条 ダム部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者とダム管理者、利水者との間で締結された治水協定の見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要なとなるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

### （対象ダム）

第3条 ダム部会は、高梁川水系における、河本ダム、高瀬川ダム、千屋ダム、三室川ダム、榑井ダム、小阪部川ダム、大佐ダム、鬼ヶ岳ダム、槇谷ダム、尾坂ダム、星田池、第2星田ダム、大竹ダム、湯野ダム、落合ダム、明治ダム、帝釈川ダム、新成羽川ダム、田原ダム、黒鳥ダムを対象とする。

### （組織構成）

第4条 ダム部会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 2 ダム部会は、別紙に掲げる部会員をもって構成する。
- 3 ダム部会は、前項によるもののほか、必要に応じて部会員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 ダム部会は、原則非公開とし、ダム部会の結果を高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(事務局)

第6条 ダム部会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局 岡山河川事務所が務める。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ダム部会の運営に関し必要な事項については、ダム部会で定めるものとする。

(附則) 本要綱は、令和2年4月28日から施行する。

改定 令和3年11月30日(部会名称変更、第1条、第2条、第3条、第5条及び別紙改定)

令和5年3月20日(第4条別紙の改定)

別紙

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 ダム洪水調節機能部会

(部会員)

機関	部・課	役職	備考
倉敷市	水道局 水道総務課 企画検査室	室長	(利水者) 小阪部川ダム
笠岡市	産業部 農政水産課	課長	(ダム管理者) 尾坂ダム
井原市	建設部 農林課	課長	(ダム管理者) 明治ダム 星田池
総社市	産業部 農林課	課長	(ダム管理者) 槇谷ダム
高梁市	産業経済部 農林課	課長	(ダム管理者) 大竹ダム 湯野ダム
	土木部 上下水道課	課長	(利水者) 檜井ダム
新見市	産業部 <del>農林課</del> 農林畜産振興課	課長	(ダム管理者) 大佐ダム
	建設部 上水道課	課長	(利水者) 千屋ダム
矢掛町	建設課	課長	(ダム管理者) 鬼ヶ岳ダム 第2星田ダム
吉備中央町	賀陽庁舎 建設課	課長	(ダム管理者) 落合ダム
中国電力(株) <del>東部水力センター</del>	<del>土木第六課</del> 東部水力センター 高梁土木課	課長	(ダム管理者) 帝釈川ダム 新成羽川ダム・田原ダム 黒鳥ダム
	<del>水力総括課</del> 水力制御所	<del>課長</del> 所長	(利水者) 小阪部川ダム 帝釈川ダム・新成羽川ダム 田原ダム・黒鳥ダム
アサヒ飲料(株) 岡山工場	エンジニアリング部	部長	(利水者) 新成羽川ダム
岡山県広域水道 企業団	浄水課	課長	(利水者) 高瀬川ダム 三室川ダム

岡山県南部水道 企業団	総務課	課長	(利水者) 小阪部川ダム
岡山県西南水道企 業団	施設課	課長	(利水者) 新成羽川ダム
岡山県	農林水産部 耕地課	課長	(利水者) 尾坂ダム・明治ダム 星田池・槇谷ダム 大竹ダム・湯野ダム 大佐ダム・鬼ヶ岳ダム 第2星田ダム・落合ダム 新成羽川ダム
	企業局 施設課	課長	(利水者) 河本ダム・千屋ダム 三室川ダム・楢井ダム 新成羽川ダム
	土木部 河川課	課長	
広島県	土木建築局 道路河川管理課	課長	
農林水産省 中国四国農政局	中国土地改良調査 管理事務所	所長	(利水者) 小阪部川ダム 新成羽川ダム
高梁川用水土地改 良区		次長	(ダム管理者) 小阪部川ダム
国土交通省 中国地方整備局	高梁川・小田川緊急 治水対策河川事務所	事務所長	
	岡山河川事務所	事務所長	
気象庁 岡山地方气象台		防災管理官	

(オブザーバー)

機関	部・課	役職	備考
備北土地改良区			(利水者) 大佐ダム